

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成30年5月21日
【会社名】	マルカキカイ株式会社
【英訳名】	MARUKA MACHINERY CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹下 敏章
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市中央区南新町二丁目2番5号
【電話番号】	06(6450)6823 代表
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員管理本部長 飯田 邦彦
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市中央区南新町二丁目2番5号
【電話番号】	06(6450)6823 代表
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員管理本部長 飯田 邦彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 249,240,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	マルカキカイ株式会社東京支社 (東京都中央区日本橋兜町22番6号(マルカ日甲ビル)) マルカキカイ株式会社名古屋支店 (名古屋市中区錦二丁目9番29号(ORE名古屋伏見ビル)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	120,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成30年5月21日開催の取締役会決議によります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分(以下、「本自己株式処分」といいます。)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称: 株式会社証券保管振替機構
住所: 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	120,000	249,240,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	120,000	249,240,000	-

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位(株)	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
2,077	-	100	平成30年6月8日	-	平成30年6月8日

- (注) 1. 募集株式の総数引受契約に基づく第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 上記株式を割当てた者から申込がない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込をし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとしします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
マルカキカイ株式会社 総務部	大阪府大阪市中央区南新町二丁目2番5号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 大阪営業部	大阪市中央区備後町2丁目2番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
249,240,000	405,000	248,835,000

(注) 発行諸費用の概算額とは、本有価証券届出書提出に係る書類作成費用であります。
なお、当該費用には消費税等は含んでおりません。

(2)【手取金の使途】

本自己株式処分により調達する資金248,835,000円については、払込期日以降順次、全額をレンタル用機械設備の購入資金等に充当する予定です。なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要（平成30年5月21日現在）

名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）
本店の所在地	東京都中央区晴海一丁目8番11号 （晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーY）
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 田中 嘉一
資本金	51,000百万円
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る信託業務・銀行業務
主たる出資者及びその出資比率	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社：66.66% 株式会社りそな銀行：33.33%

b 提出者と割当予定先との間の関係（平成30年5月21日現在）

出資関係	割当予定先において当社普通株式609,800株（発行済株式総数の6.54%）を信託財産として保有しております。また、割当予定先の出資者である株式会社りそな銀行において当社普通株式350,000株（発行済株式総数の3.75%）を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	業績連動型株式報酬制度に係る信託の再信託受託者。 株式型インセンティブプランに係る信託の再信託受託者。

出資関係につきましては、平成29年11月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

株式型インセンティブプラン「従業員向け株式給付信託」（以下「本制度」といいます。）の内容

当社は、当社を委託者、株式会社りそな銀行を受託者とする信託契約（以下「本信託契約」といいます。）を締結します。本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。また、株式会社りそな銀行は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託します。割当予定先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）は、当該再信託に係る契約によって設定される信託であります。

(1) 本制度の概要

本制度は、予め当社が定めた従業員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対して当社株式を給付する仕組みです。

当社は、当社の従業員に対して個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、毎年ポイントを当社株式に交換して給付します。当社の従業員に対して給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。当該信託設定に係る金銭は全額当社が拠出するため、当社従業員の負担はありません。

本制度の導入により、当社の従業員は当社株式の株価上昇による経済的利益を享受することができるため、株価を意識した業績向上への勤労意欲を高める効果が期待できます。また、本信託の信託財産である当社株式についての議決権行使は、受益者要件を満たす当社従業員の意思が反映されるため、当社従業員の経営参画意識を高める効果が期待できます。

当社は、従業員株式給付規程に基づき当社の従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、株式会社りそな銀行（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）（以下「信託銀行」といいます。））に金銭を信託します。信託銀行は、従業員株式給付規程に基づき将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を当社からの第三者割当により取得します。

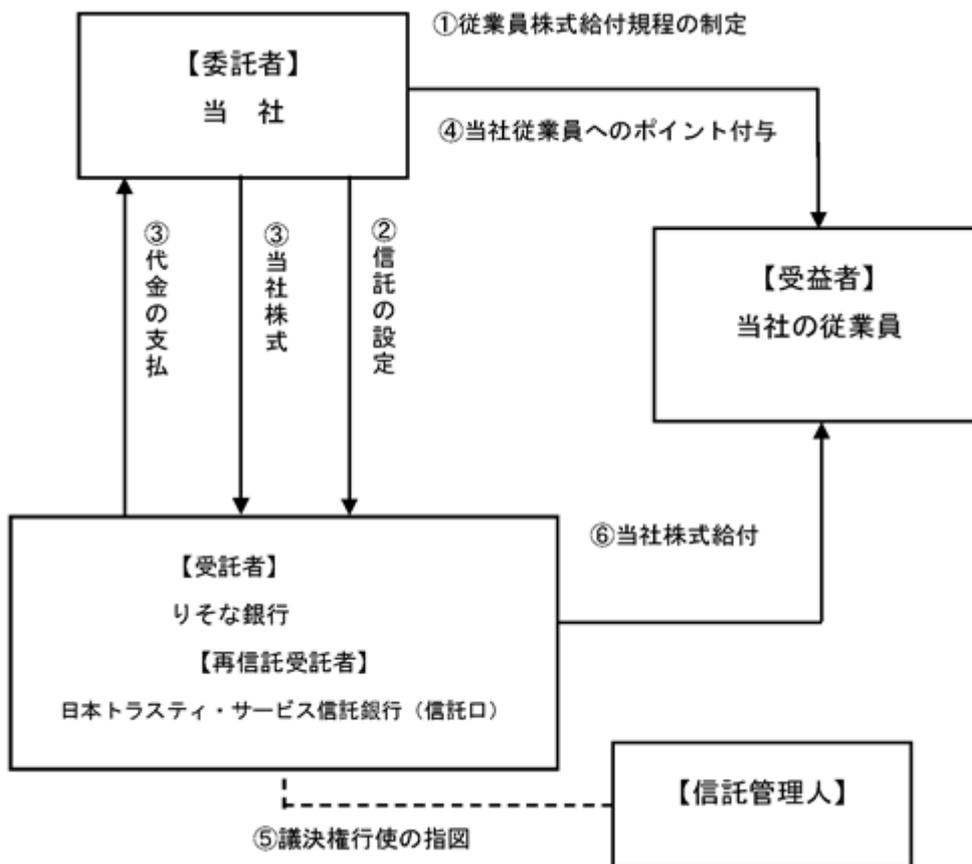
また、第三者割当については、本信託と当社の間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される株式総数引受契約に基づいて行われ、本信託を通じて信託銀行が当社株式を取得します。本信託内の当社株式に係る議決権行使は、信託管理人が本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従って、信託口に対して議決権行使の指図を行い、信託口はその指図に従い議決権行使を行います。

(2) 対象期間

本制度の対象期間は、平成30年11月末日で終了する事業年度から平成32年11月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下「当初対象期間」といいます。）とし、以降、原則として3事業年度毎（それぞれ「対象期間」といいます。）を対象とします。

(3) 本制度の運営に伴う信託の設定

当社は、本制度の運営に当たって、受託者との合意の上で、以下の信託を設定して運営いたします。



当社は本制度の導入に際し、従業員株式給付規程を制定します。
 当社は本制度を実施するため、金銭を拠出し、信託（本信託）を設定します。
 本信託は、上記で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式の処分）から取得します。
 当社は、従業員株式給付規程に基づき当社の従業員にポイントを付与します。
 本信託は、信託管理人の指図に基づき、当社株式の議決権を行使します。
 本信託は、従業員のうち従業員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式を給付します。

(4) 信託期間

平成30年6月6日（予定）から平成32年12月30日（予定）までとします。

但し、平成32年12月30日（予定）までに、信託管理人の承認を得た当社からの申し出に基づき、信託期間の延長ができるものとします。追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、従業員に対するポイント数の付与を継続します。但し、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（従業員に付与されたポイントに相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、従業員株式給付規程に基づき将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式等の金額とします。（注2）

（注2） 信託期間と対象期間

信託期間は、原則、上記(2)に記載の対象期間ごとに延長します。

(5) 信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、信託が受領し、当社株式の取得・信託報酬等の信託費用に充当されることとなります。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残余する配当金は、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、または公益法人に寄付することを予定しています。

(6) 信託終了時の残余財産の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却するまたは公益法人に寄付することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、または公益法人に寄付することを予定しています。

c 割当予定先の選定理由

当社は、本制度の導入にあたり、円滑な導入や導入後の事務体制や過去の実績、本信託に係る事務コスト等を他社比較等も含めて総合的に勘案した結果、株式会社りそな銀行より提案のありました本信託を導入することといたしました。

また、当社は機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を行ってまいりましたが、本信託導入にあたり、金庫株の有効活用のため自己株式の割当を行うこととなりました。

これらの経緯を踏まえ、本信託においては「株式会社型インセンティブプラン『従業員向け株式給付信託』」の内容に記載しましたとおり、当社を委託者、株式会社りそな銀行を受託者として本信託契約を締結した上で、当社が、本信託の受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）を割当予定先として選定したものであります。

d 割り当てようとする株式の数

120,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）は、本自己株式処分により取得する当社株式を、本信託契約に基づき、信託期間内において従業員株式給付規程に基づき当社株式を受益者に給付するために保有するものです。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社から株式会社りそな銀行（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ信託する当初信託金をもって、割当日において信託財産内に存在する予定である旨、本信託契約により確認を行っております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託管理人の指図に従います。信託管理人には、当社の従業員が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。

なお、信託管理人及び受益者代理人は、信託口に対して議決権行使等に関する指図を行うに際しては、本信託契約及び本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」（不統一行使となった場合には信託財産である当社普通株式の議決権行使の総数に賛成または反対、棄権の比率に乗じて、賛成または反対の議決権を行使し、あるいは棄権する数を算出し行使する）に従います。

なお、割当予定先及びその原信託受託者である株式会社りそな銀行（以下、「割当予定先等」といいます。）が暴力もしくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他団体（以下「特定団体等」といいます。）であるか否か、及び割当予定先等が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、割当予定先等のホームページ及びディスクロージャー誌等の公開情報に基づく調査並びに本信託契約を確認いたしました。

その結果、当社といたしましては割当予定先等が特定団体等でないこと及び割当予定先等が特定団体等と何ら関係を有していないと判断いたしました。

なお、当社は、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株式処分は、本制度の導入を目的として行います。1株あたりの払込金額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、本自己株式処分に係る取締役会決議(以下、「本取締役会決議日」という。)の直前1カ月間(平成30年4月18日から平成30年5月18日)の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値である2,077円(円未満切捨て)といたしました。

これは、一定期間の平均株価という平準化された値を採用することで、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除することができ、また、算定期間を直近1カ月としたのは、直近3カ月、直近6カ月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することで、より算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためであります。

当該価格は、本取締役会決議日の直前営業日(平成30年5月18日)の終値である2,058円からの乖離率は+0.92%、本取締役会決議日の直前3カ月間(平成30年2月19日から平成30年5月18日まで)の終値の平均値である2,045円(円未満切捨て)からの乖離率は+1.56%、同直前6カ月間(平成29年11月20日から平成30年5月18日まで)の終値の平均値である2,139円(円未満切捨て)からの乖離率は-2.90%となっており、これらを勘案した結果、特に有利な金額には該当せず、合理的なものと判断いたしました。

上記1株あたりの払込金額につきましては、取締役会に出席した監査役4名(うち2名は社外監査役)全員が、特に有利な金額に該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、従業員株式給付規程に基づく付与株式数と見込まれる受給予定者数に基づき算定した給付予定株式総数に相当するものであり、平成29年11月30日現在の発行済株式総数9,327千株に対し1.29%(小数点第3位を四捨五入。平成29年11月30日現在の総議決権個数86,481個に対する割合1.39%)となります。加えて、本制度の導入により、当社従業員は株価上昇による経済的利益を収受することができるため、株価を意識した業績向上への勤労意欲や経営参画意識を高める効果が期待できます。以上のことから、希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
コベルコ建機株式会社	広島県広島市佐伯区五日市港2-2-1	594	6.86	594	6.77
株式会社不二越	富山県富山市不二越本町1-1-1	576	6.66	576	6.56
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	400	4.62	400	4.56
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2-2-1	350	4.04	350	3.99
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	328	3.79	328	3.74
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LIMITED (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	P.O. BOX 309, UGLAND HOUSE, GRAND CAYMAN, CAYMAN ISLANDS, KY1-1104 (東京都新宿区6-27-30)	297	3.44	297	3.39
GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	200 WEST STREET NEWYORK, NY, USA (東京都港区六本木6-10-1)	258	2.98	258	2.94
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	255	2.94	255	2.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	229	2.65	229	2.61
マルカキカイ従業員持株会	大阪市中央区南新町2-2-5	204	2.36	204	2.33
計		3,493	40.39	3,493	39.84

(注) 1. 平成29年11月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 上記のほか当社保有株式の自己株式676千株(平成29年11月30日現在)は、割当後556千株となります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

後記「第四部[組込情報]」の有価証券報告書（第71期）及び四半期報告書（第72期第1四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成30年5月21日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第2 臨時報告書の提出

後記「第四部[組込情報]」の有価証券報告書（第71期事業年度）の提出日（平成30年2月26日）以後、本有価証券届出書提出日（平成30年5月21日）までの間において、以下の臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

[平成30年4月6日提出臨時報告書]

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。なお本臨時報告書は、当該事象が判明した時点で遅滞なく提出すべきでしたが、本日まで未提出となっておりますので、今般提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド（Symphony Financial Partners(Singapore)Pte.Ltd.）

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	7,568個	8.75%
異動後	8,746個	10.11%

- (注) 1. 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 679,600株
平成29年11月30日現在の発行済株式総数 9,327,700株
2. 総株主の議決権の数に対する割合については、小数点以下第三位を四捨五入して表示しております。
3. 上記については、平成29年6月22日付けおよび平成30年2月7日付けで関東財務局長に提出された変更報告書に基づき記載しており、当社が当該法人名義の所有株式数の確認ができたものではありません。
4. 当社として実質所有株式数の確認ができませんので、大株主順位は記載しておりません。

(3) 当該異動の年月日

平成30年1月31日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 1,414百万円

発行済株式総数 普通株式 9,327,700株

第3 自己株券買付状況報告書について

後記「第四部【組込情報】」の有価証券報告書（第71期事業年度）の提出日（平成30年2月26日）以後、本有価証券届出書提出日（平成30年5月21日）までの間において、以下の自己株券買付状況報告書を近畿財務局長に提出しております。

[平成30年3月9日提出自己株券買付状況報告書]

株式の種類 普通株式

1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

区分	株式数（株）		価額の総額（円）
取締役会（平成30年2月27日）での決議状況 （取得期間 平成30年2月28日～平成30年2月28日）	130,000		276,380,000
報告月における取得自己株式（取得日）	2月28日	130,000	276,380,000
計	-	130,000	276,380,000
報告月末現在の累計取得自己株式	130,000		276,380,000
自己株式取得の進捗状況（％）	100.0		100.0

（注） 東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による取得であります。

2 処理状況

該当事項はありません。

3 保有状況

平成30年2月28日現在

報告月末日における保有状況	株式数（株）
発行済株式総数	9,327,700
保有自己株式数	807,014

（注） 保有自己株式数には、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式を含んでおります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第71期	自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日	平成30年2月26日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	第72期第1四半期	自 平成29年12月1日 至 平成30年2月28日	平成30年4月10日 近畿財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	第71期	自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日	平成30年4月18日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出されたデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年2月22日

マルカキカイ株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 高田 篤 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 俣野 朋子 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマルカキカイ株式会社の平成28年12月1日から平成29年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マルカキカイ株式会社及び連結子会社の平成29年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成28年11月30日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して平成29年2月23日付けで無限定適正意見を表明している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、マルカキカイ株式会社の平成29年11月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、マルカキカイ株式会社が平成29年11月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年2月22日

マルカキカイ株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 高田 篤 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 俣野 朋子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマルカキカイ株式会社の平成28年12月1日から平成29年11月30日までの第71期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マルカキカイ株式会社の平成29年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成28年11月30日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成29年2月23日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年4月6日

マルカキカイ株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

指 定 社 員 公認会計士 高 田 篤 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 俣 野 朋 子 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているマルカキカイ株式会社の平成29年12月1日から平成30年11月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成29年12月1日から平成30年2月28日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成29年12月1日から平成30年2月28日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、マルカキカイ株式会社及び連結子会社の平成30年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。